



第82回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時



場所

神戸市兵庫区西柳原町5番26号
当社本社 5階会議室

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件 |

新型コロナウイルス感染症への対応

当日、株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、当社の役員および係員はマスクを着用させていただくことがございます。その他、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、安全上の理由により、今回はご来場の株主の皆様への「お土産」を取り止めさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第82回定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	3
連結計算書類	20
計算書類	29
監査報告	35
株主総会参考書類	41

石原ケミカル株式会社

証券コード 4462

議決権行使方法のご案内

当日株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

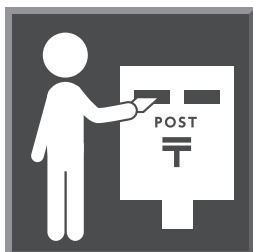
※議決権行使書のご返送は不要です。

開催
日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時

当日株主総会にご出席願えない場合は、書面により議決権を行使ください。

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を
ご表示のうえ、ご返送ください。

行使
期限

2020年6月24日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

(証券コード 4462)

2020年6月5日

株 主 各 位

神戸市兵庫区西柳原町5番26号
石原ケミカル株式会社
代表取締役社長 酒 井 保 幸

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止のために、株主の皆様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。書面による議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 神戸市兵庫区西柳原町5番26号
当社本社 5階会議室

3. 目的事項 報告事項

1. 第82期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第82期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

以 上

~~~~~  
◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unicon.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主総会当日の各種運営方法を変更する場合がございます。変更の際は、当社ウェブサイト等によりご案内申し上げます。

◎当日、当社の役員および係員はフルビズにて対応させていただきますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 事業報告

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果もあり、緩やかな回復傾向が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行き不透明な状況となっております。

このような状況の下、当社グループは、研究開発をさらに進めるとともに海外市場の開拓に積極的に取り組み、高付加価値製品の市場展開に努めてまいりましたが、前年度後半からの電子部品業界における市況減速の影響が引き続きました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高16,785百万円（前年比6.5%増）、営業利益1,447百万円（前年比1.3%減）、経常利益1,529百万円（前年比2.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,049百万円（前年比7.6%減）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

＜金属表面処理剤及び機器等＞

当セグメントが対応する電子部品業界は、車載、スマートフォン関連の減産及び移動通信システム（5G）普及の遅れなどにより、前年度第4四半期から引き続き生産減となりました。

このような状況のもと、4K、8K及び有機EL化に対応した大型テレビ向けめっき液について、第3四半期以降は在庫調整がありましたが、上期は比較的堅調に推移したこと及び下期より新たに装飾めっきが加わり、前期を上回る結果となりました。

また、機器等の管理装置につきましては、主要ユーザーの稼働率低下の影響により、前期を下回る結果となりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、8,490百万円（前年比8.6%増）となりました。

### ＜電 子 材 料＞

機能材料加工品は、半導体市況の低迷によりエンプラ製品の売上は低調なものの、セラミック製品は特定ユーザー向けの加工品が好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、573百万円（前年比7.6%増）となりました。

### ＜自動車用化学製品等＞

自動車用エアコンフィルターの定期交換作業にあわせてエアコン洗浄を同時に施工するビジネスを継続して提案することにより、新規採用及び新規取組カーディーラーが増加し、エアコン洗浄剤は引き続き好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、2,686百万円（前年比4.4%増）となりました。

### ＜工 業 薬 品＞

海外市況の低迷や自然災害など鉄鋼業界にとって厳しい環境が続く中、官庁向け入札案件の拡大や新規商材の拡販、既存商品の拡大により、好調に推移しました。

これらの結果、当セグメントの売上高は、5,035百万円（前年比4.2%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、1,467百万円で主なものは滋賀工場第一製造所の建替、生産設備の維持更新および本社研究開発用機器の増強等であります。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第79期<br>(2017年3月期) | 第80期<br>(2018年3月期) | 第81期<br>(2019年3月期) | 第82期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年3月期) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(百万円)                 | 14,570             | 14,963             | 15,756             | 16,785                          |
| 経常利益(百万円)                | 820                | 1,217              | 1,561              | 1,529                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 570                | 898                | 1,135              | 1,049                           |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 76.97              | 114.82             | 139.26             | 129.36                          |
| 総資産(百万円)                 | 19,479             | 21,370             | 22,742             | 22,945                          |
| 純資産(百万円)                 | 15,893             | 17,778             | 18,481             | 18,909                          |
| 1株当たり純資産額(円)             | 2,161.25           | 2,180.39           | 2,266.57           | 2,353.89                        |

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分           | 第79期<br>(2017年3月期) | 第80期<br>(2018年3月期) | 第81期<br>(2019年3月期) | 第82期<br>(当事業年度)<br>(2020年3月期) |
|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(百万円)      | 14,564             | 14,905             | 15,658             | 16,097                        |
| 経常利益(百万円)     | 893                | 1,277              | 1,607              | 1,596                         |
| 当期純利益(百万円)    | 541                | 884                | 1,134              | 1,115                         |
| 1株当たり当期純利益(円) | 73.03              | 113.13             | 139.18             | 137.48                        |
| 総資産(百万円)      | 19,464             | 21,330             | 22,714             | 22,468                        |
| 純資産(百万円)      | 15,893             | 17,763             | 18,468             | 18,963                        |
| 1株当たり純資産額(円)  | 2,161.25           | 2,178.51           | 2,265.00           | 2,360.63                      |

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                          | 資 本 金      | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容              |
|--------------------------------|------------|----------|----------------------------|
| 石 原 化 美 ( 上 海 )<br>商 貿 有 限 公 司 | 1,600万人民幣元 | 100%     | 金属表面処理剤・自動車用化学製品<br>等の販売   |
| キ ザ イ 株 式 会 社                  | 44,000千円   | 100%     | 金属及び合成樹脂の表面処理薬品<br>等の製造、販売 |

(注) 2019年10月31日にキザイ株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、中長期経営方針及び中期経営計画に掲げる主力事業課題及び重点テーマを対処すべき課題とし、企業価値向上に向けて取り組んでおります。

### ①中長期経営方針

#### 「成長路線の創造」

自己開発、商品開発、市場開発の「三つの開発」を企業理念とし、ニッチ市場といわれる事業分野で高い市場占有率を維持し、基幹となる三つの分野で四つの事業を展開する事を基本とし、世界に通用する製品、技術、サービスを創造駆使し、グローバル化に対応する企業をめざし、更なる成長をはかります。

### ②重点課題

- イ. 電子部品業界等において、ウエハ用銅、ニッケルめっき液等の付加価値の高い製品を市場投入し、市場を拡大していくことにより、高付加価値製品の売上及び売上総利益の増加をはかります。
- ロ. カーディーラーにおいて、エアコンクリーナーの更なる拡販に加え、新製品を導入・拡販することにより、市場拡大をはかります。
- ハ. 鉄鋼、化学、石化、環境関連市場において、新規商材を導入し、市場拡大をはかります。
- 二. 国内および中国、台湾をはじめとする海外市場において、化成処理液自動管理装置の拡販をはかるとともに、アフターサービス体制の充実をはかります。
- ホ. 第5の事業の柱として、導電性銅ナノインク等金属ナノ粒子の新規電子材料の事業化を加速し、先端電子材料市場への参入、市場拡大をはかります。
- ヘ. 中国現地法人の早期黒字化を促進するとともに、その他海外拠点の拡大をはかり、グローバル化による事業の海外展開に対応いたします。

株主の皆様のご協力に厚くお礼を申し上げますとともに、今後のご支援とご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

| 区 分          | 主 要 品 目                                   |
|--------------|-------------------------------------------|
| 金属表面処理剤及び機器等 | 錫及びハンダめっき液、化成処理液自動管理装置等                   |
| 電 子 材 料      | 電子材料、セラミックス、エンジニアリングプラスチック等               |
| 自動車用化学製品等    | つや出し剤、塗装補修コンパウンド、洗浄剤、消臭・除菌剤、溶接スパッター付着防止剤等 |
| 工 業 薬 品      | 酸、アルカリ、触媒、無機化合物等                          |

(8) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

①当社

| 名 称     | 所 在 地     |
|---------|-----------|
| 本 社     | 兵庫県神戸市兵庫区 |
| 東 京 支 店 | 東京都台東区    |
| 滋 賀 工 場 | 滋賀県高島市今津町 |
| 神 戸 工 場 | 兵庫県神戸市西区  |

②子会社

| 名 称                        | 所 在 地          |
|----------------------------|----------------|
| 石 原 化 美（上海）<br>商 貿 有 限 公 司 | 中華人民共和国 上海市長寧区 |
| キ ザ イ 株 式 会 社              | 東京都中央区         |

# (9) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

## ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分           | 使用人数       | 前連結会計年度末比増減 |
|----------------|------------|-------------|
| 金属表面処理剤及び機器等事業 | 179 (30) 名 | 50名増(12名増)  |
| 電子材料事業         | 20 (5) 名   | 6名減 (一)     |
| 自動車用化学製品等事業    | 45 (10) 名  | 1名増 (1名増)   |
| 工業薬品事業         | 13 (1) 名   | 2名増 (一)     |
| 全社（共通）         | 8 (一) 名    | 2名減 (一)     |
| 合 計            | 265 (46) 名 | 45名増(13名増)  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定セグメントに区分できない研究開発部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて45名増加（13名増加）しましたのは、2019年10月31日付でキザイ株式会社を連結子会社化したためであります。

## ② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|--------|--------|
| 214(36)名 | 3名増(3名増)  | 39.62歳 | 13.58年 |

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
2. 使用人数の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

## (10) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

| 借入先        | 借入金残高             |
|------------|-------------------|
| 日本生命保険相互会社 | 52 <sup>百万円</sup> |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 15,650,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 8,154,140株  |
| ③ 株主数        | 4,226名      |
| ④ 1単元の株式の数   | 100株        |
| ⑤ 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                               | 持株数   | 持株比率 |
|-----------------------------------|-------|------|
| 石原ケミカル取引先持株会                      | 546千株 | 6.8% |
| CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL | 396   | 4.9  |
| 日本生命保険相互会社                        | 379   | 4.7  |
| 株式会社三井住友銀行                        | 346   | 4.3  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）           | 336   | 4.1  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）         | 317   | 3.9  |
| 株式会社みずほ銀行                         | 223   | 2.7  |
| 第一生命保険株式会社                        | 211   | 2.6  |
| 大阪中小企業投資育成株式会社                    | 209   | 2.6  |
| 株式会社池田泉州銀行                        | 160   | 1.9  |

（注） 持株比率は自己株式（120,802株）を除いて計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

| 役 職 名       | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-------------|---------|-------------------------|
| 代 表 取 締 役 長 | 時 澤 元 一 | キザイ株式会社 代表取締役会長         |
| 代 表 取 締 役 長 | 酒 井 保 幸 | 石原化美(上海)商貿有限公司 董事長      |
| 常 務 取 締 役   | 内 田 衛   | 開発本部長                   |
| 常 務 取 締 役   | 越 山 剛   | 営業本部長兼第一営業部長            |
| 取 締 役       | 山 口 恭 正 | 管理本部長兼総務部長              |
| 取 締 役       | 谷 田 豊   | 生産本部長兼滋賀工場長             |
| 取 締 役       | 有 原 邦 夫 | 株式会社アリハラマネジメント 代表取締役社長  |
| 取 締 役       | 松 本 君 平 |                         |
| 常 勤 監 査 役   | 山 下 隆 史 |                         |
| 監 査 役       | 永 野 卓 美 | 税理士                     |
| 監 査 役       | 芝 池 勉   | 公認会計士                   |

- (注) 1. 有原邦夫氏及び松本君平氏は、社外取締役であります。
2. 永野卓美氏及び芝池勉氏は、社外監査役であります。
3. 監査役永野卓美氏は、税理士資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査役芝池勉氏は、公認会計士資格を有し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社は、取締役有原邦夫氏及び松本君平氏、監査役永野卓美氏及び芝池勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分            | 支 給 人 員  | 報 酬 等 の 額          |
|----------------|----------|--------------------|
|                | 名        | 千円                 |
| 取<br>(うち社外取締役) | 9<br>(2) | 176,200<br>(8,400) |
| 監<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2) | 18,000<br>(7,200)  |
| 合 計            | 12       | 194,200            |

- (注) 1. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額は、2013年6月26日開催の定時株主総会決議により定められたもので、年額230,000千円であります。  
また、監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の定時株主総会決議により定められたもので、年額30,000千円であります。
2. 報酬等の額には、当事業年度に費用計上いたしました役員賞与引当金繰入額24,400千円（取締役）を含んでおります。
3. 報酬等の額には、使用人兼務取締役4名の使用人分給与相当額は含まれておりません。
4. 当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、2019年6月26日付で退任した取締役1名が含まれているためであります。

### ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当社は、2013年6月26日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し125,000千円の役員退職慰労金を支給しております。

## ④ 社外役員に関する事項

## イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役有原邦夫氏は、株式会社アリハラマネジメントの代表取締役社長であります。  
なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動

- ・取締役有原邦夫氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、主に経験および見識に基づく見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ・取締役松本君平氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、主に経験および見識に基づく見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役永野卓美氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中13回および監査役会13回中13回に出席し、主に税理士としての専門的見地から財務・会計等について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・監査役芝池 勉氏は、当事業年度に開催された取締役会13回中13回および監査役会13回中13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から財務・会計等について意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 監査法人の名称： 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額  |
|-------------------------------------|--------|
|                                     | 千円     |
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30,000 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35,000 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社である石原化美（上海）商貿有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務デューデリジェンスに係る業務についての対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底をはかるため部長会等で事例報告を行い、これらを各部で共有化し自部門の職務執行において法令、定款の適合性を点検する体制をとります。全社的には経営会議が中心となり、コンプライアンスに係る政策の立案、行動指針の決定を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会が、各部門のコンプライアンスの推進、統括を行います。また、取締役の職務執行の相互監視、監査役による取締役職務執行の監査、内部監査室による法令及び定款への適合性の確認並びに定期的な教育研修等の実施を通じて、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制の整備に努めます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令で定められた議事録等の文書をはじめ取締役の職務の執行に係わる情報について、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理のため平時より業務に関し損失が発生する可能性のある事項を洗い出し、リスク発生を未然に防ぐよう各部門で対応します。全社的には経営会議が中心になりリスク管理に係る政策の立案、行動指針の決定を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会が各部門のリスク管理の推進、統括を行います。なお、不測の事態が発生した場合には、リスク情報を経営会議に集約するとともに、必要に応じ顧問弁護士等を含めた対策チームを編成し、迅速な対応策の決定、実行により損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制の整備に努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、効率的かつ健全な経営を可能にし、意思決定の迅速化がはかれる経営管理体制の充実と経営の透明性確保のため経営のチェック機能の充実に努めます。毎月開催する取締役会では重要な意思決定や取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営会議を定時、臨時を含め2ヶ月に1回程度開催し、経営全般に関する重要事項や絞り込んだテーマについて専門的、多面的な事前検討を行い内容を取締役に付議するなど取締役の職務執行が効率的に行われることを確保できる体制の整備に努めます。

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、子会社の業務執行の重要な事項については、当社の決裁事項または当社への報告事項とし、子会社からは月次決算書類や経営内容を的確に把握するための資料の提出を受け、子会社全体の経営状況を把握することにより、業務の適正の確保に努めます。

ロ. 当社は、リスク管理規程を子会社との共通規程として定め、企業集団における各種リスクを統合的に管理する体制の整備に努めます。

ハ. 当社及びその子会社は、子会社における経営に重要な事項について、子会社と事前に協議するなど緊密な連携を保ち、効率的な業務運営を図ります。

二. 当社の内部監査室は、子会社における内部監査を実施または統括し、子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を検証し、その結果を代表取締役へ報告します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役の職務が円滑に執行できるよう日常的に内部監査室等関連部門が協力体制を敷きます。なお、監査役より要請がある場合は、取締役及び他の役職者の指揮命令を受けずに監査業務に必要な事項を命令できる使用人を配置するものとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役または監査役会に内部監査及びリスク管理の状況、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令違反または定款違反並びに内部通報（ヘルプライン）の状況を適時報告するものとします。

監査役は、必要に応じ当社及び子会社の取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めるとともに、稟議書の閲覧、取締役会他重要な会議への出席などを通じて業務執行状況の把握を行い、監査の実効性を確保します。また、監査役は、代表取締役社長との意思疎通をはかるため、監査上の重要事項について意見交換を実施します。

なお、コンプライアンス管理規程において、当社は業務に関して行われる法令違反が発生したことを通報した者に対して不利な取り扱いを行わない旨明記します。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務執行について支出した費用は必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時開催し、重要な意思決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を13回開催しております。

- ② 当社は、「監査役会規程」に基づき、監査役会を毎月1回開催し、経験や見識に基づいた客観的な立場から、経営執行の監視と課題の提起等を行っております。また、監査役は、取締役会や重要な会議への出席、稟議書等の閲覧等の方法により監査を実施しており、内部監査室や会計監査人より、随時監査状況についてヒヤリングを行うとともに、必要の都度相互の意見交換を行うなどの連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

なお、当事業年度につきましては、監査役会を13回開催しております。

- ③ 当社は、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が各部門毎の業務執行状況をチェックし、改善を要する業務に関しては業務改善要求を出し、改善状況をフォローアップしております。
- ④ 当社は、「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会が各部門に対し、現場での具体的リスクに対する施策策定の指示及び施策内容の点検・見直しの指示を行うほか、全社のリスク管理状況の確認を行うとともに、四半期に1回以上委員会を開催し、内部統制の有効性の判定のため、情報開示委員会へ年2回状況を報告しております。

## (6) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### ① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の企業理念及び経営方針を背景に、研究開発への重点的な注力や中期的な経営基本戦略に基づく経営の推進等により、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し、これによって株主の皆様へ長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたします。

当社は上場会社である以上、当社取締役会が当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはなく、一定以上の当社株式を買い付けようとする者が出現した場合、当該買付者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような当社株式の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような当社株式の買付行為に対しては、株主の皆様の事前の承認や株主の皆様の意思決定に基づき、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相당한措置を講じるべきであると考え、これを当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

### ② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針の実現に資する特別な取組みとして、当社の企業理念及び経営方針の下、新製品開発、新技術開発のための積極的な研究開発をはじめとする中期的な経営基本戦略の実行及びCSR活動を通じたコーポレート・ガバナンスの構築・強化等の施策により、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。

### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして継続した、2020年5月15日公表の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」（以下「本対応方針」といいます）は、大規模買付者が行う、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為等の大規模買付行為（予め当社取締役会が同意したものを除きます）に対する対応について定めております。

本対応方針においては、大規模買付者が本対応方針に定められたルールを遵守しない場合には、当社取締役会は当該ルールの違反のみをもって一定の対抗措置を発動することができることとしております。また、ルールを遵守した場合には、原則として、当社取締役会是对抗措置を発動しないものの、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合には、独立委員会に諮問の上その勧告を経て、又は、株主総会における株主の意思確認を経て、当社取締役会は一定の対抗措置を発動することができるというものの、詳細な内容につきましては、2020年5月15日付の当社プレスリリースをご参照ください。（当社ホームページ：<https://www.unicon.co.jp/>）

④ 上記の取組みに関する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期的な経営基本戦略やコーポレート・ガバナンスの強化への取組みは、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指すための具体的方策として行われているものであり、まさに上記基本方針に沿うものと考えております。また、本対応方針は、ア 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものであること、イ 株主総会の承認を得て継続されるなど株主の皆様の意思に依拠したものであること、ウ 独立委員会の設置等、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みを採用していること等から、当社の企業価値・株主共同利益に合致するものであり、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                   | 負 債 の 部                   |                   |
|------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| 科 目                    | 金 額               | 科 目                       | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>11,234,972</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>3,357,564</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 5,058,324         | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金         | 1,683,559         |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 3,894,899         | 電 子 記 録 債 務               | 678,531           |
| 電 子 記 録 債 権            | 373,341           | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 32,000            |
| 有 価 証 券                | 200,130           | 未 払 法 人 税 等               | 66,086            |
| 商 品 及 び 製 品            | 650,607           | 賞 与 引 当 金                 | 201,342           |
| 仕 掛 品                  | 164,448           | 役 員 賞 与 引 当 金             | 24,400            |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 663,341           | そ の 他                     | 671,645           |
| そ の 他                  | 229,878           | <b>固 定 負 債</b>            | <b>678,170</b>    |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>11,710,380</b> | 長 期 借 入 金                 | 20,000            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>5,929,714</b>  | 繰 延 税 金 負 債               | 392,977           |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 3,277,650         | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金         | 15,248            |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具      | 570,319           | 退 職 給 付 に 係 る 負 債         | 57,293            |
| 土 地                    | 1,652,306         | そ の 他                     | 192,652           |
| リ ー ス 資 産              | 119,855           | <b>負 債 合 計</b>            | <b>4,035,735</b>  |
| 建 設 仮 勘 定              | 50,678            | <b>純 資 産 の 部</b>          |                   |
| そ の 他                  | 258,904           | <b>株 主 資 本</b>            | <b>18,339,901</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>113,791</b>    | 資 本 金                     | 1,980,874         |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>5,666,874</b>  | 資 本 剰 余 金                 | 2,293,384         |
| 投 資 有 価 証 券            | 4,339,410         | 利 益 剰 余 金                 | 14,297,669        |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産      | 428,565           | 自 己 株 式                   | △232,026          |
| そ の 他                  | 904,148           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 569,715           |
| 貸 倒 引 当 金              | △5,250            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 582,463           |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>22,945,352</b> | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | △12,748           |
|                        |                   | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>18,909,616</b> |
|                        |                   | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>    | <b>22,945,352</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結損益計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 16,785,714 |
| 売上原価            |         | 11,419,167 |
| 売上総利益           |         | 5,366,547  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 3,919,244  |
| 営業利益            |         | 1,447,302  |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息            | 21,535  |            |
| その他             | 98,771  | 120,306    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 461     |            |
| その他             | 37,290  | 37,751     |
| 経常利益            |         | 1,529,856  |
| 特別利益            |         |            |
| 固定資産売却益         | 2,389   |            |
| 投資有価証券売却益       | 119,088 |            |
| 資産除去債務戻入益       | 16,190  | 137,669    |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産売却損         | 365     |            |
| 固定資産除却損         | 65,604  |            |
| 投資有価証券評価損       | 102,196 | 168,166    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,499,359  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 254,137 |            |
| 法人税等調整額         | 195,651 | 449,788    |
| 当期純利益           |         | 1,049,571  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | —          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 1,049,571  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)  
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本   |           |            |          |             |
|------------------------------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|
|                              | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 1,980,874 | 2,293,384 | 13,574,259 | △161     | 17,848,356  |
| 当連結会計年度変動額                   |           |           |            |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当                  |           |           | △326,161   |          | △326,161    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |           |           | 1,049,571  |          | 1,049,571   |
| 自 己 株 式 の 取 得                |           |           |            | △231,864 | △231,864    |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) |           |           |            |          |             |
| 当連結会計年度変動額合計                 | —         | —         | 723,409    | △231,864 | 491,545     |
| 当連結会計年度末残高                   | 1,980,874 | 2,293,384 | 14,297,669 | △232,026 | 18,339,901  |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                                 | 純資産合計      |
|------------------------------|-----------------------|--------------|---------------------------------|------------|
|                              | その他有価証<br>券評価差額金      | 為替換算<br>調整勘定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |            |
| 当連結会計年度期首残高                  | 645,125               | △11,802      | 633,323                         | 18,481,679 |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |              |                                 |            |
| 剰 余 金 の 配 当                  |                       |              |                                 | △326,161   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                       |              |                                 | 1,049,571  |
| 自 己 株 式 の 取 得                |                       |              |                                 | △231,864   |
| 株主資本以外の項目の当連結<br>会計年度変動額(純額) | △62,661               | △945         | △63,607                         | △63,607    |
| 当連結会計年度変動額合計                 | △62,661               | △945         | △63,607                         | 427,937    |
| 当連結会計年度末残高                   | 582,463               | △12,748      | 569,715                         | 18,909,616 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2 社
- ・ 主要な連結子会社の名称 石原化美（上海）商貿有限公司、キザイ株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、石原化美（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

- ・ 商品、製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物及び構築物 10年～50年
- 機械装置及び運搬具 4年～10年

- ② 無形固定資産（リース資産除く）  
定額法によっております。なお、市場販売目的のソフトウェア、自社利用のソフトウェアについてはそれぞれ販売可能有効期間（3年）、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法  
当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。  
なお、当社は退職給付制度として確定給付企業年金制度を設けており、当連結会計年度末においては年金資産残高が退職給付債務見込額を上回るため、退職給付に係る資産を計上しております。
- ② 消費税等の会計処理の方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,091,521千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 8,154,140株
2. 剰余金の配当に関する事項  
(1) 配当金支払額等

| 決 議                       | 株式の種類   | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|---------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2019年6月26日<br>定 時 株 主 総 会 | 普 通 株 式 | 163,080        | 20.00           | 2019年3月31日 | 2019年6月27日 |
| 2019年10月29日<br>取 締 役 会    | 普 通 株 式 | 163,080        | 20.00           | 2019年9月30日 | 2019年12月2日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2020年6月25日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 160,666        | 20.00           | 2020年3月31日 | 2020年6月26日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業活動を行うために必要な設備投資資金については、原則として自己資金を充当しており、資金調達の予定はありません。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金については、自己資金を充当しております。

なお、資金運用においては、発行体の信用リスク、株価・為替の変動リスク、金利変動による債券価格の変動リスク、カントリーリスク等想定されるリスクについて、十分な検討を行い極力元本にリスクを生じさせない運用に努め、投機的利益の追求を主たる目的としあるいは営業の利益を害し、経営の遂行に支障をきたす運用は行わないことを原則としております。また、デリバティブ取引は、原則として行いません。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。有価証券及び投資有価証券は、主に余資の運用目的の債券及び政策保有目的の株式であり、主として市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払い期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って営業部門がリスク低減を図っております。また、余資の運用目的の債券に係る信用リスクは、資金運用規程に従い、国債、地方債及び格付の高い債券を中心に運用しているため僅少であります。

債券及び株式に係る価格変動リスクは、経理部が毎月、時価を把握し評価するとともに、定期的に発行体の財務状況を把握して、取締役会に報告しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 連結貸借対照表計上額 | 時 価        | 差 額 |
|-----------------------|------------|------------|-----|
| (1) 現 金 及 び 預 金       | 5,058,324  | 5,058,324  | —   |
| (2) 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 3,894,899  | 3,894,899  | —   |
| (3) 電 子 記 録 債 権       | 373,341    | 373,341    | —   |
| (4) 有価証券及び投資有価証券      | 4,537,940  | 4,537,940  | —   |
| 資 産 計                 | 13,864,506 | 13,864,506 | —   |
| (1) 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 1,683,559  | 1,683,559  | —   |
| (2) 電 子 記 録 債 務       | 678,531    | 678,531    | —   |
| 負 債 計                 | 2,362,090  | 2,362,090  | —   |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は、取引金融機関から提示された価格によっております。

### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分       | 貸 借 対 照 表 計 上 額 |
|-----------|-----------------|
| 非 上 場 株 式 | 1,600           |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,353円89銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 129円36銭   |

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部      |            | 負 債 の 部       |            |
|--------------|------------|---------------|------------|
| 科 目          | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
| 流動資産         | 9,400,243  | 流動負債          | 3,073,982  |
| 現金及び預金       | 3,732,331  | 支払手形          | 11,674     |
| 受取手形         | 322,715    | 電子記録債権        | 678,531    |
| 電子記録債権       | 305,153    | 買掛金           | 1,450,121  |
| 売掛金          | 3,396,523  | 1年内返済予定の長期借入金 | 32,000     |
| 有価証券         | 200,130    | リース負債         | 1,836      |
| 商品及び製品       | 511,275    | 未払金           | 191,317    |
| 仕掛品          | 164,448    | 未払法人税等        | 65,642     |
| 原材料及び貯蔵品     | 573,912    | 未払費用          | 29,203     |
| 前払渡金         | 493        | 前受金           | 25,718     |
| 前払費用         | 19,170     | 預り金           | 31,579     |
| その他          | 174,088    | 賞与引当金         | 188,000    |
| 固定資産         | 13,068,727 | 役員賞与引当金       | 24,400     |
| 有形固定資産       | 5,246,989  | その他           | 343,958    |
| 建物           | 3,060,574  | 固定負債          | 431,219    |
| 構築物          | 200,842    | 長期借入金         | 20,000     |
| 機械及び装置       | 538,981    | 繰上り負債         | 5,896      |
| 車両運搬具        | 2,918      | 繰延税金負債        | 218,650    |
| 工具、器具及び備品    | 245,462    | その他           | 186,671    |
| 土地           | 1,027,677  | 負債合計          | 3,505,201  |
| リース資産        | 119,855    | 純資産の部         |            |
| 建設仮勘定        | 50,678     | 株主資本          | 18,381,306 |
| 無形固定資産       | 112,628    | 資本            | 1,980,874  |
| ソフトウェア       | 112,434    | 資本剰余金         | 2,293,384  |
| その他          | 193        | 資本準備金         | 2,254,875  |
| 投資その他の資産     | 7,709,109  | その他資本剰余金      | 38,508     |
| 投資有価証券       | 4,339,410  | 利益剰余金         | 14,339,074 |
| 出資           | 1,130      | 利益準備金         | 180,076    |
| 関係会社出資金      | 36,133     | その他利益剰余金      | 14,158,997 |
| 関係会社株式       | 2,138,089  | 別途積立金         | 13,004,706 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 1,922      | 繰越利益剰余金       | 1,154,291  |
| 長期前払費用       | 17,529     | 自己株式          | △232,026   |
| 前払年金費用       | 428,565    | 評価・換算差額等      | 582,463    |
| その他の         | 751,578    | その他有価証券評価差額金  | 582,463    |
| 貸倒引当金        | △5,250     | 純資産合計         | 18,963,769 |
| 資産合計         | 22,468,971 | 負債・純資産合計      | 22,468,971 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)  
(至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 16,097,960 |
| 売上原価         |         | 11,088,953 |
| 売上総利益        |         | 5,009,007  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 3,483,844  |
| 営業利益         |         | 1,525,162  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 273     |            |
| 有価証券利息       | 21,012  |            |
| その他の         | 86,673  | 107,959    |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 461     |            |
| その他の         | 36,385  | 36,846     |
| 経常利益         |         | 1,596,276  |
| 特別利益         |         |            |
| 固定資産売却益      | 999     |            |
| 投資有価証券売却益    | 119,088 |            |
| 資産除去債務戻入益    | 16,190  | 136,279    |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産売却損      | 261     |            |
| 固定資産除却損      | 65,478  |            |
| 投資有価証券評価損    | 102,196 |            |
| 関係会社出資金評価損   | 18,653  | 186,590    |
| 税引前当期純利益     |         | 1,545,964  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 253,689 |            |
| 法人税等調整額      | 176,750 | 430,439    |
| 当期純利益        |         | 1,115,524  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(自 2019年 4 月 1 日)  
(至 2020年 3 月31日)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |           |           |           |            |           |            |          |            |     |     |       |       |
|-----------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|----------|------------|-----|-----|-------|-------|
|                             | 資 本 金     | 資 本       |           |           | 剰 余 金     |            |           | 利 益        |          |            | 自 株 | 己 式 | 株 資 合 | 主 本 計 |
|                             |           | 資 準 備 金   | そ の 資 剰 余 | 他 本 金     | 資 剰 余 金 計 | 利 準 備 金    | 益 益 金     | 剰 余 金      |          |            |     |     |       |       |
|                             |           |           |           |           |           |            |           | 別 積 立      | 途 金      | 繰 利 剰 余 金  |     |     |       |       |
| 当 期 首 残 高                   | 1,980,874 | 2,254,875 | 38,508    | 2,293,384 | 180,076   | 12,204,706 | 1,164,928 | 13,549,710 | △161     | 17,823,807 |     |     |       |       |
| 当 期 変 動 額                   |           |           |           |           |           |            |           |            |          |            |     |     |       |       |
| 別途積立金の積立                    |           |           |           |           |           | 800,000    | △800,000  | -          |          | -          |     |     |       |       |
| 剰余金の配当                      |           |           |           |           |           |            | △326,161  | △326,161   |          | △326,161   |     |     |       |       |
| 当 期 純 利 益                   |           |           |           |           |           |            | 1,115,524 | 1,115,524  |          | 1,115,524  |     |     |       |       |
| 自 己 株 式 の 取 得               |           |           |           |           |           |            |           |            | △231,864 | △231,864   |     |     |       |       |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額（純額） |           |           |           |           |           |            |           |            |          |            |     |     |       |       |
| 当期変動額合計                     | -         | -         | -         | -         | -         | 800,000    | △10,636   | 789,363    | △231,864 | 557,498    |     |     |       |       |
| 当 期 末 残 高                   | 1,980,874 | 2,254,875 | 38,508    | 2,293,384 | 180,076   | 13,004,706 | 1,154,291 | 14,339,074 | △232,026 | 18,381,306 |     |     |       |       |

|                     | 評価・換算差額等<br>その他有価証券<br>評価差額金 | 純 資 産 計    |
|---------------------|------------------------------|------------|
| 当 期 首 残 高           | 645,125                      | 18,468,933 |
| 当 期 変 動 額           |                              |            |
| 別途積立金の積立            |                              | -          |
| 剰余金の配当              |                              | △326,161   |
| 当 期 純 利 益           |                              | 1,115,524  |
| 自 己 株 式 の 取 得       |                              | △231,864   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △62,661                      | △62,661    |
| 当期変動額合計             | △62,661                      | 494,836    |
| 当 期 末 残 高           | 582,463                      | 18,963,769 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) その他有価証券

###### ① 時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）

###### ② 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

###### ① 商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

###### ② 貯蔵品

最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

##### (2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法によっております。なお、市場販売目的のソフトウェア、自社利用のソフトウェアについてはそれぞれ販売可能有効期間（3年）、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき計上しております。なお、当事業年度末においては年金資産残高が退職給付債務見込額を上回るため、前払年金費用を計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額  | 5,473,705千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権、債務 |             |
| 短期金銭債権             | 167,268千円   |
| 短期金銭債務             | 1,358千円     |

## 損益計算書に関する注記

|            |           |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高  |           |
| 営業取引による取引高 |           |
| 売上高        | 224,256千円 |
| 仕入高        | 11,141千円  |
| その他        | 9,122千円   |

## 株主資本等変動計算書に関する注記

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 |          |
| 普通株式                   | 120,802株 |

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                |           |
|----------------|-----------|
| 繰延税金資産         |           |
| 賞与引当金          | 57,490千円  |
| 未払事業税等         | 11,065千円  |
| 長期末払金（役員退職慰労金） | 37,001千円  |
| 有価証券評価損        | 68,276千円  |
| 減損損失           | 67,707千円  |
| 関係会社出資金評価損     | 73,428千円  |
| その他            | 16,957千円  |
| 繰延税金資産小計       | 331,927千円 |
| 評価性引当額         | 193,530千円 |
| 繰延税金資産合計       | 138,397千円 |
| 繰延税金負債         |           |
| 前払年金費用         | 130,950千円 |
| その他有価証券評価差額金   | 226,097千円 |
| 繰延税金負債合計       | 357,047千円 |
| 繰延税金負債の純額      | 218,650千円 |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 法定実効税率             | 30.6% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.8%  |
| 住民税均等割等            | 0.4%  |
| 税額控除               | △3.9% |
| その他                | △0.1% |
| 合計                 | 27.8% |

## 1 株当たり情報に関する注記

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,360円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 137円48銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

石原ケミカル株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 千原 徹也 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 西方 実 ㊞  |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石原ケミカル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石原ケミカル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

石原ケミカル株式会社  
取締役会 御 中有限責任監査法人トーマツ  
神 戸 事 務 所

|                    |       |         |   |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 千 原 徹 也 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 西 方 実   | ㊞ |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石原ケミカル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

石原ケミカル株式会社 監査役会

常勤監査役 山下 隆 史 ㊞

社外監査役 永野 卓 美 ㊞

社外監査役 芝池 勉 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金およびその他の剰余金の処分につきましては、業績に裏付けられた安定的で継続的な配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた弾力的な還元策を図るという基本方針のもと、経営環境と当期の業績を考慮し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金20円

総額 160,666,760円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 800,000,000円

##### (2) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 800,000,000円

## 第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、2008年5月14日に開催された取締役会において、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定められるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます)、及びかかる会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(同条第3号ロ(2))の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入を全取締役の賛成により決定し、同年6月27日に開催された定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただきました。その後、2011年6月28日に開催された定時株主総会、2014年6月26日に開催された定時株主総会及び2017年6月28日に開催された定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、それぞれ従来の内容を一部改訂した上で継続しております(2017年6月28日に開催された定時株主総会においてご承認いただいた対応方針を、以下「現対応方針」といいます)。現対応方針の有効期限が本定時株主総会后、最初に開催される取締役会の終了時点までであることに鑑み、本定時株主総会で株主の皆様のご承認を得られることを条件として、現対応方針を継続することを2020年5月15日に開催された取締役会において決定いたしました(以下、新たに継続される対応方針を「新対応方針」といいます)。新対応方針の継続にあたり、基本的な内容に変更はございません。

本議案は、新対応方針について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

### 記

新対応方針は、現対応方針と同様に、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為、議決権割合が20%以上となる特定株主グループの組成を目的とする若しくは結果として組成となるその他の行為、又は、特定株主グループが関与しない行為により当該特定株主グループの議決権割合が20%以上となった場合において当該特定株主グループが議決権割合を1%以上増加させる行為(いずれも、当社取締役会がこれらに該当すると認めたものを含み、予め当社取締役会が同意したものを除きます)に対する対応について定めたものであり、以下においては、これらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

新対応方針に関しましては、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員からも、新対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、新対応方針に賛成する旨の意見表明がありました。

本議案におきましては、新対応方針につき、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から独立委員会に授権することを含め、株主の皆様からのご承認をいただきたく存じます。出席株主の皆様の過半数のご承認を得られた場合には、その後最初に開催される取締役会の終了時点から新対応方針の効力が発生することとなります。

なお、新対応方針で引用する法令の規定は、2020年5月15日現在施行されている規定を前提とするものであり、同日以後、法令の改正(法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます)があり、それらが施行された場合には、新対応方針において引用する法令の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

## I 会社の支配に関する基本方針の内容について

### 1. 当社の企業理念及び経営方針

当社は、1900年（明治33年）4月、神戸市兵庫区において石原永壽堂として創業し、医薬品・工業薬品の卸小売業として営業を開始しました。1925年（大正14年）4月には合名会社石原永壽堂の設立により会社組織となり、さらに1939年（昭和14年）3月に株式会社石原永壽堂への改組、1946年（昭和21年）3月に石原薬品株式会社、2013年（平成25年）10月に石原ケミカル株式会社への商号変更を経て現在に至っております。このような120年以上にもわたる当社の歴史の中で、自己開発、商品開発、市場開発の「三つの開発」により未来を創造するという企業理念が形成され、今日においても、かかる理念の下、株主、取引先、従業員をはじめとする当社関係者の信頼と期待に応え、社会に貢献していくことを当社の経営方針の基本としております。

当社はこのような当社の企業理念及び経営方針こそが当社の企業価値及び株主共同の利益の源泉に他ならないと考えております。

### 2. 基本方針の内容

当社は、当社株式を、1991年11月より大阪証券取引所へ上場しており、また、2011年3月より東京証券取引所へ上場し、株式を市場に公開しております。上場会社である以上、当社取締役会が、当社株主の皆様及び投資家の皆様による当社株式の売買を妨げることはありません。当社取締役会といたしましては、**1.「当社の企業理念及び経営方針」**で述べた当社の企業理念及び経営方針を背景に、研究開発への重点的な注力や中期的な経営基本戦略に基づく経営の推進等により、中長期的視点から当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を目指し、これによって株主の皆様は長期的かつ継続的に当社の経営方針に賛同し、当社への投資を継続していただくために邁進いたしますが、大規模買付者が出現した場合、当該大規模買付者が当社の財務及び事業の方針

の決定を支配する者として適切であるか否かの判断につきましては、最終的には当社株主の皆様の意思に委ねられるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為又はこれに類する行為の中には、その目的・態様等から見て企業価値及び株主共同の利益を毀損するもの、大規模買付行為又はこれに類する行為に応じることの対象会社の株主に強要して不利益を与えるおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主に対して大規模買付行為又はこれに類する行為の内容や大規模買付者についての十分な情報を提供せず、取締役会や株主による買付条件等の検討や対象会社の取締役会の代替案の提案に要する十分な時間を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げ、個々の株主の皆様の判断に委ねるべき前提を欠くものも少なくありません。

当社は、このように当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような大規模買付行為に対しては、株主の皆様の事前の承認や、株主の皆様の意思決定に基づき、当社取締役会が、法令及び定款によって許容される限度において当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じるべきであると考え、これを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

## Ⅱ 基本方針の実現に資する取組みについて

当社では、以下のように、Ⅰ 1.「**当社の企業理念及び経営方針**」で述べた、当社の企業理念及び経営方針の下、中期的な経営基本戦略、CSR活動及びコーポレート・ガバナンスの強化への取組みから、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。これらの施策は、上記会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

### 1. 当社の中期的な経営基本戦略等

当社は、創業以来、界面化学(気体・液体・固体などの物質と物質の境界面に関する物性現象の研究)の技術をコアとして「表面の機能を創造する」ことを社会的使命とし、その実現に尽力してまいりました。さらに、化学的な技術に機械や電気などの物理的な技術を融合させ、科学領域にも進出しております。

当社は経営基本戦略として、次に掲げる4つの基本戦略を柱と位置づけ、経常利益の確保、ROE(自己資本利益率)・EPS(1株当たりの当期純利益)の向上等を通じた、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に全社をあげて邁進しております。

- (1) 新製品開発、新技術開発のため研究開発投資を積極的に行い、新製品、新市場を開発し、業容の拡大をはかっていきます。
- (2) 基礎となる3つの分野(電子関連分野・自動車用品分野・工業薬品分野)と4つの事業(電子関連分野における金属表面処理剤及び機器等、電子材料、自動車用化学製品等、工業薬品)をバランスよく展開し、各々の事業の収益力を高め、その総体として会社の業績の伸長をはかっていきます。
- (3) 自社製品比率を高め、売上総利益の拡大をはかり収益力の高い会社を目指します。
- (4) 電子材料関連分野を重点開発分野と位置づけ第5の事業を育成します。さらに、当社は、当社がその事業により獲得した成果の配分の一環として、継続的な安定配当を行うことを基本としつつ、業績に応じた増配を実施するなど、当社株主の皆様への弾力的な還元策をはかっており、今後もかかる方針を堅持していきたいと考えております。

## 2. 当社のCSR(企業の社会的責任)活動とコーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は環境にやさしい製品の開発、市場投入をはじめとして、本社、東京支店、神戸工場及び琵琶湖を控えた滋賀工場において環境保全対策の充実をはかっております。また、当社は、品質マネジメントシステムの国際規格である「ISO 9001」、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO 14001」の認証を取得し、これらをツールとして品質及び環境に対する万全の維持管理を行うとともに、地域社会への貢献もはかっております。

当社は効率的かつ健全な経営を可能にし、迅速な意思決定を行うことができる経営管理体制の充実と、経営の透明性の観点から経営のチェック機能の充実を重要な課題と考えており、その観点から、部長会における事例報告や行動指針としてのコンプライアンス規程の制定等によるコンプライアンスの強化、迅速かつ適切な情報開示、機関投資家説明会及び決算時の証券アナリスト説明会等の継続的なIR活動等を通じて、適切なコーポレート・ガバナンスの構築・強化をはかっております。

## Ⅲ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

当社は、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針の内容について」で述べたような、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、新対応方針を決定し、継続することを予定しております。

その具体的内容は以下のとおりです。

## 1. 大規模買付行為に関する基本的考え方

もとより、当社取締役会は、あらゆる大規模買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、必ずしも対象会社の企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないと思われるものも少なくありません。そのような大規模買付行為に対しては、当社として、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上が妨げられるような事態が生ずることのないように、上記Ⅰ「**会社の支配に関する基本方針の内容について**」で述べたような基本方針に基づき、予め何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。もっとも、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反する大規模買付行為以外の大規模買付行為については、それを受け入れるべきか否かの最終的な判断は、当社取締役会ではなく当社株主の皆様に委ねられるべきものと考えております。

上記のように、大規模買付行為に対する最終的な判断が当社株主の皆様に委ねられるべき場合において、これに対して当社株主の皆様が適切な判断を行うためには、当社株主の皆様に必要な情報提供がなされ、かつ、熟慮に必要な十分な時間が与えられる必要があります。このような観点から、新対応方針は、大規模買付者に対して、以下に述べるような情報提供を行うこと、及び、当社株主の皆様のための熟慮に必要な時間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないことを求めることを基本としております。

なお、上記Ⅱ「**基本方針の実現に資する取組みについて**」で述べた当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みに鑑みれば、大規模買付者からのみならず、当社取締役会からも適切な情報提供がなされることが、当社株主の皆様が大規模買付行為の買付対価をはじめとした諸条件の妥当性等を判断する上で、役立つものと考えられます。このような観点から、当社取締役会としては、当社株主の皆様がより適切な判断を下せるよう、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報提供を求め、かかる情報提供がなされた後、当社取締役会においてこれを評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表いたします。そして、当社取締役会が必要と判断した場合には、当社取締役会は大規模買付者との交渉や当社株主の皆様への代替案の提示を行うこととします。

当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の基本的な考え方を具体化した一定の合理的なルールに従って進められることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、

以下のとおり当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当該ルールの違反のみをもって、一定の対抗措置を講じることができることといたします。上記の基本的な考え方に照らし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないこと自体が、当社株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報と時間の確保に対する脅威であり、当社株主共同の利益を損なうものと考えられるからです。また、当該ルールを予め設定し透明性をはかることは、当該ルールを設定していない場合に比して、大規模買付者の予見可能性を確保し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うような大規模買付行為に対してまで萎縮的效果を及ぼし、これを制限してしまう事態を未然に防止できることにもなると考えております。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。

また、2020年3月31日現在の当社の大株主の状況は、別紙1記載のとおりです。

## 2. 大規模買付ルールの目的と内容

### (1)大規模買付ルールの目的

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社の企業価値及び株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるか否かの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報及び当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としております。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、下記4.「大規模買付ルールが遵守されなかった場合」に定める対抗措置を講じることがあります。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、下記3.(2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い」に定めるように、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合には、対抗措置を発動できる状態にあるか否かに関して、独立委員会への諮問及び独立委員会からの勧告を経た上で、又は、株主総会のご承認をいただいた上で、

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

これらの対抗措置により、結果的に大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

## (2)大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールは、大規模買付行為が開始される前に、大規模買付者に対して、当社取締役会に対する十分な情報提供を要求し、それに基づき当社取締役会がその買付行為の評価・検討等を行い、かつ、所定の期間が経過して初めて、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、前述のとおり、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為や、特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株式の買付行為、議決権割合が20%以上となる特定株主グループの組成を目的とする若しくは結果として組成となるその他の行為、又は、特定株主グループが関与しない行為により当該特定株主グループの議決権割合が20%以上となった場合において当該特定株主グループが議決権割合を1%以上増加させる行為であっても、予め当社取締役会が同意したものについては、大規模買付行為には該当しませんが、(ア)当社取締役会による当該同意の前提となった事実関係に変動が生じたことにより、又は(イ)当該事実が真実ではないことが当社取締役会により認識されたことにより、当社取締役会が当該同意を撤回した場合には、(ア)の場合には当該同意の撤回時点から、(イ)の場合には当初の買付行為等の時点から、当該買付行為等について、大規模買付行為に準じるものとして、本ルールが準用されることとします。なお、当社取締役会が当該同意を撤回するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、独立委員会の助言を得ることができることとします。

大規模買付ルールの内容は以下のとおりです。

### ①独立委員会の設置

当社は、大規模買付ルールに則った一連の手続の進行に関する客観性及び合理性を担保するため、並びに、大規模買付ルールが遵守された場合で、当社の企業価値及び株主共同の利

益を守るために相当と考える方策を講じる場合において、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の常設機関として、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会は、下記(ウ)記載のとおり、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについて勧告を行う場合がありますので、本議案において、大規模買付者又はその関連者による経営支配権の取得が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについて検討・判断する権限を株主総会から独立委員会に授権する旨を併せてご承認いただく予定としております。

かかる独立委員会の構成員数は3名以上5名以内とし、社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から、当社取締役会が選任するものとします。

当社は、2020年5月15日の取締役会において、新対応方針について株主の皆様のご承認を得られることを条件に、新対応方針の独立委員として3名を選任することを決議いたしました。なお、上記3名の略歴は、別紙2記載のとおりであります。

具体的には、独立委員会は、以下の役割を担います。

- (ア) 下記③「**大規模買付情報の提供とその公表**」に関して、大規模買付者から提供される情報が十分であるか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して助言を与えます。
- (イ) 下記④「**取締役会検討期間の設定**」に関して、取締役会検討期間を延長するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会に対して、延長の可否についての勧告を行います。
- (ウ) 下記3.(2)「**大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い**」に関して、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められ、対抗措置を発動するか否かを当社取締役会が判断する際に、当社取締役会から諮問がなされた場合に、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行います。
- (エ) 下記4.「**大規模買付ルールが遵守されなかった場合**」に関して、当社取締役会から諮問がなされた場合には、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されたか否かを当社取締役会が判断するにあたり、当社取締役会に対して、大規模買付ルールの違反の有無についての勧告を行います。

(オ) 下記 6. (1)「大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等」に関して、当社取締役会が対抗措置の発動を中止するか否かを判断するにあたり、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を維持することが相当か否かについての勧告を行います。

なお、独立委員会の判断の適切性及び合理性を確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます)の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は定期的に委員会を開催し、中期的な経営戦略の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について当社取締役から報告を受けることとします。

## ②意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を日本語で記載した表明書(以下「意向表明書」といいます)を提出していただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を、日本語で明示の上、代表者の記名押印及び代表者の資格証明書を添付していただきます。

## ③大規模買付情報の提供とその公表

当社がかかる意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社取締役会は、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供していただく情報(以下「大規模買付情報」といいます)のリスト(かかるリストは日本語によります)を大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を、日本語で提供していただくこととします。なお、独立委員会の助言を得て、提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供していただくことがあります。大規模買付情報の項目は、以下のとおりです。

(ア) 大規模買付者及びそのグループ(主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、ファンドの場合は主要な組合員、出資者(直接・間接を問いません)その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます)の概要(具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名及び略歴、事業

内容並びに当社事業と同種の事業についての経験に関する情報等を含みます)

- (イ) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の価額・種類・内容、買付けの時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為完了後、当社が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性並びに過去の買収及び買付行為の履歴等を含みます)
- (ウ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- (エ) 大規模買付行為にかかる買付けの対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます)
- (オ) 大規模買付行為にかかる買付けの資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断にあたっては直接又は間接を問いません)の具体的な名称その他の概要、調達方法、関連する取引の内容を含みます)
- (カ) 大規模買付行為の完了後に意図する当社の経営方針、事業計画(資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び資産活用等)
- (キ) 当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠
- (ク) 大規模買付行為完了後における当社の顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者への対応方針
- (ケ) その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様判断のために適切と判断する時点で、当社株主の皆様に対して、その全部又は一部を公表するものとします。また、独立委員会は必要に応じて、当社取締役会に対して、大規模買付者から提供された情報を提供するよう要請することができ、当該要請のあった場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報を独立委員会に対して提供するものとします。

#### ④取締役会検討期間の設定

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間(対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)又は90日間(上記以外の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見

形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会検討期間」といいます)として与えられるべきものと考えます。当社取締役会は、取締役会検討期間中、社外監査役、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、取締役会検討期間終了後速やかに、対抗措置を発動するか否かの判断を行い、その結果を公表します。また、当社取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、取締役会検討期間の開始を公表するものとします。また、当社取締役会が取締役会検討期間内に取締役会としての意見の取りまとめをできないことにつきやむを得ない事情がある場合、独立委員会に対して、取締役会検討期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その可否について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、取締役会検討期間を延長する旨及び延長期間を決定することができます。但し、取締役会検討期間の延長は、大規模買付者の提供した情報の評価・検討や、大規模買付者との交渉、代替案の立案等に必要と認められる範囲で、かつ、30日間を超えない範囲に限られるものとします。また、当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決定した場合、当社は決定された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を直ちに当社株主の皆様公表いたします。

### ⑤大規模買付行為の不開始

大規模買付者は、取締役会検討期間が経過するまで、大規模買付行為を開始してはならないものとします(但し、**下記3. (4)「株主総会の開催」**に定めるとおり、当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの判断にあたり、株主総会を開催してその判断に従うことを選択した場合は、株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始してはならないものとします)。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を講じることができるものとします。

## 3. 大規模買付ルールが遵守された場合

### (1)原則的な取扱い

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付

行為に反対の意向であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案の提示により、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

## (2)大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められ、対抗措置を講じることが相当と認められる場合には、当社取締役会は、適切と判断する時点において、当社の企業価値及び株主共同の利益を守るために、下記 5.「対抗措置の具体的内容」に記載の相当と認められる対抗措置を講じることがあります。

具体的には、以下の①ないし⑩の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合に該当するものと考えます。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の買付けを行っているとは判断される場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の価額・種類・内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限られません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると判断される場合

- ⑥大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます)など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合(但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではありません)
- ⑦大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源(独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等)の毀損が予想される場合
- ⑧大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の中長期的な将来の企業価値が、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の中長期的な将来の企業価値と比べて向上しないと判断される場合
- ⑨大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- ⑩その他、①ないし⑨に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合

当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められるか否かの検討及び判断にあたって、当社取締役会は、当該大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、買付対価の価額・種類・内容等)や当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を検討しますが、その客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会が適切と判断する時点において、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授けられた独立委員会に対して、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められ、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かにつき諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに、社外監査役全員の同意を得ることといたします。但し、当社取締役会が適切と判断した場合には、例外的に、独立委員会への諮問に代えて株主総会を招集し、対抗措置発動の要否について株主の皆様の意思を直接確認することもできるものとします。したがって、以上の①ないし⑩の類型に該当し対抗措置を講じることが相当か否かについては、必ず独立委員会の勧告又は株主総会における意思確認を経て決定されることになります。

### (3) 独立委員会への諮問

当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの検討にあたって独立委員会へ諮問することを選択した場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付者又はその関連者による経営支配権の取得が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反し、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行います。当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に著しく反すると認められるか否かの検討及び判断にあたり、その勧告を最大限尊重することといたします。

但し、独立委員会が、当該大規模買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益に著しく反すると認めるに至らず、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行ったものの、当該独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に違反することを理由として、当社取締役会がこれと異なる判断を行おうとする場合には、当社取締役会は株主総会を開催し、当該株主総会の判断に従うものいたします。かかる場合の株主総会は、下記(4)「株主総会の開催」の手續に沿って開催されます。

なお、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反するとは認められないと判断し、一旦、対抗措置を発動することはできない旨の勧告を行った場合であっても、当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記(2)①ないし⑩の種類のいずれかに該当するなど、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められると判断されるに至った場合には、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することができる旨の勧告を改めて行うことを妨げられないものとします。

また、独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められると判断し、一旦、対抗措置を発動することができる旨の勧告を行った場合であっても、(ア)大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が実行されなかった場合、又は、(イ)当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、又は当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識された結果、当該大規模買付行為が上記(2)①ないし⑩の種類のいずれにも該当しないなど、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反するとは認められないと判断されるに至った場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の中止等の勧告を改めて行うことを妨げられないものとします。

#### (4) 株主総会の開催

当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの判断にあたって、株主総会を開催してその判断に従うことを選択した場合、当社取締役会は、速やかに、当社定款の定める公告方法に従って、当該株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するための基準日(以下「確認総会議決権基準日」といい、確認総会議決権基準日は、当該公告の日から30日以内の日とします)を設定し、確認総会議決権基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、株主総会において議決権を行使することのできる株主とします。

当社取締役会は、確認総会議決権基準日から可能な限り速やかに、当該株主総会を開催し、大規模買付行為に対する対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程いたします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものといたします。

なお、取締役会検討期間が終了した時点で、当社の定時株主総会の基準日が到来しており、その基準日に係る当社の定時株主総会についての招集通知が株主に送付されていない場合、もしくは、既に送付されていたとしても、当社取締役会が適切と判断した場合には、当社取締役会は、確認総会議決権基準日の公告を行わず、大規模買付行為に対する対抗措置の発動についての承認に関する議案を当該定時株主総会において上程できるものとします。

#### (5) 大規模買付行為の不開始

大規模買付者は、当社取締役会が、対抗措置を発動すべきか否かの判断にあたって、株主総会を開催してその判断に従うことを選択した場合は、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとします(但し、上記**2.(2)④「取締役会検討期間の設定」**記載のとおり、取締役会検討期間が大規模買付行為の開始までに経過していることも必要となります)。上記に反して大規模買付者が大規模買付行為を開始した場合、当社取締役会はそのことのみをもって対抗措置を講じることができるものといたします。

### 4. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者によって大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、下記

**5. 「対抗措置の具体的内容」**に記載の相当と認められる対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。なお、大規模買付行為に対抗するにあたり、当社取締役会が必要と認めた場合には、上記**3. 「大規模買付ルールが遵守された場合」**に準じて、独立委員会へ諮問又は株主

総会を開催することができることといたします。この場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告が行われた場合には、当該勧告を最大限尊重するものとし、また、株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議を遵守するものいたします。

## 5. 対抗措置の具体的内容

当社が、当社株主総会又は取締役会の決議を経て、新対応方針に基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当て、新株予約権の第三者割当てによる発行、新株の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める措置とし、具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

こうした対抗措置により、大規模買付者を含む特定株主グループ及び特定株主グループに属する者になろうとする者に、株式の経済的価値の希釈化などの経済的損害、議決権割合の低下、議決権行使に関する不利益等を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。

また、公開買付け制度を利用する大規模買付者は、不測の損害を被ることがないように、対抗措置が講じられた場合に公開買付けを撤回できるように処置する等、関係法令に従って予め所要の手当を講じておくように注意喚起をいたします。

なお、当社取締役会が具体的措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、**別紙 3** 記載のとおりとします。また、当社株主総会がその決議により新株予約権の無償割当てを行う場合には**別紙 3** 記載の事項に必要な修正を加えた内容の新株予約権とすることができるものとします。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することで、当社株主の皆様が大規模買付行為への対応の熟慮に必要な情報及び時間を確保することを目的としております。これにより、当社株主の皆様は、提供された十分な情報と時間のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の保護に

の株主の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。

なお、対抗措置を発動する手続を開始した後に、当該対抗措置を発動することが相当でないと考えられる状況に至ったときは、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ、適宜必要に応じて外部専門家等の助言を得ることにしますが、これらを考慮した結果として、当該対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合には、当該対抗措置の発動を中止することがあります。具体的には、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の無償割当てを中止し、又はすでに割り当てた新株予約権の全部を無償取得することがあります。その場合には、当社株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。また、当社が新株予約権の無償割当て以外の方法による対抗措置を発動する手続を開始した後に当該対抗措置の発動を中止した場合にも、対抗措置が発動されることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## (2)対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合には、当社は、取締役会又は株主総会の決議を経て、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様(当該大規模買付者を除きます)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。また、当社が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合に、当社株主の皆様において必要となる手続は特にありません。但し、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社が決定し公告する新株予約権無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記載又は記録される必要があります。また、新株予約権の行使につきましては、新株を取得するために所定の期間内に所定の金額の払込みをしていただく必要があります。手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を無償割当てすることとなった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

## 7. 新対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更

新対応方針につきましては、本議案において、出席株主の皆様の過半数のご承認を得られなかった場合には、新対応方針の効力が発生することはありません。

株主の皆様からご承認をいただいた場合、新対応方針の有効期間は、2023年6月に開催される当社定時株主総会後、最初に開催される取締役会の終了時点までとします。但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において新対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社の取締役会において新対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、新対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、新対応方針は、当社株主の皆様のご意向に従って随時これを廃止させることが可能です。

また、当社は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて新対応方針を見直し、又は変更する場合があります。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他新対応方針に関連する法令若しくは金融商品取引所の規程の新設・改廃が行われ、かかる新設・改廃を新対応方針に反映させることが適切である場合、又は誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合には、新対応方針の形式的若しくは技術的な修正又は変更を行うことができます。

新対応方針の廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切に当社株主の皆様に対して開示いたします。

## Ⅳ 新対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

新対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足するとともに、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっており、高度な合理性を有していると同時に、上記Ⅰ「**会社の支配に関する基本方針の内容について**」で述べた基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

### ①当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

新対応方針は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきかを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当該大規模買付行為に対する当社取締役会の意見や当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

### ②株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、本定時株主総会において、新対応方針を議案としてお諮りして株主の皆様の意思を確認させていただくこととし、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、新対応方針の効力が発生することはありません。そのため、新対応方針の消長及び内容は、当社株主の皆様の合理的意思に依拠したものとなっております。

また、上記Ⅲ 3.(3)「独立委員会への諮問」のとおり、当社取締役会が独立委員会への諮問をした場合は、対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授権された独立委員会が、その判断について当社取締役会に勧告するものであり、対抗措置の発動は、間接的に株主の皆様の意思に依拠することになりますし、さらに、Ⅲ 3.(4)「株主総会の開催」のとおり、株主意思の確認手続として株主総会が開催される場合には、対抗措置の発動は、当社株主の皆様の直接の意思に依拠することになります。

### ③独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、新対応方針の運用に関し、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために客観的かつ合理的な判断に基づき当社取締役会に対して勧告を行う諮問機関として、独立委員会を設置します。

また、独立委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の業務執行を行う経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者、社外の経営者の中から当社取締役会が選任しております。

### ④合理的な客観的発動要件の設定

新対応方針は、上記Ⅲ 3.(2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い」記載のとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを十分に確保しているものといえます。

## ⑤取締役の恣意的判断防止のための措置

新対応方針においては、当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守された場合の対抗措置の発動について対抗措置を発動することができる状態にあるか否かを検討・判断する権限を株主総会から授権された独立委員会の勧告を最大限尊重し、又は株主総会の直接の意思を確認するように設定されております。このように、Ⅲ 3.(2)「大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に著しく反すると認められる場合の取扱い」記載のとおり、対抗措置の発動は当社株主の皆様の直接又は間接の意思に基づきなされるものであり、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## ⑥デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 7.「新対応方針の有効期間並びに継続、廃止及び変更」に記載のとおり、新対応方針は、当社の株主総会又は株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、新対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注1：特定株主グループとは、( i )当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます)又は( ii )当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われる者を含みます)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

以 上

## 当社大株主の状況(2020年3月31日現在)

| 株 主 名                                                          | 当社への出資状況 |         |
|----------------------------------------------------------------|----------|---------|
|                                                                | 持株数(千株)  | 出資比率(%) |
| 石原ケミカル取引先持株会                                                   | 546      | 6.8     |
| C G M L P B C L I E N T<br>A C C O U N T / C O L L A T E R A L | 396      | 4.9     |
| 日本生命保険相互会社                                                     | 379      | 4.7     |
| 株式会社三井住友銀行                                                     | 346      | 4.3     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>( 信 託 □ )                                | 336      | 4.1     |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社(信託□)                                  | 317      | 3.9     |
| 株式会社みずほ銀行                                                      | 223      | 2.7     |
| 第一生命保険株式会社                                                     | 211      | 2.6     |
| 大阪中小企業投資育成株式会社                                                 | 209      | 2.6     |
| 株式会社池田泉州銀行                                                     | 160      | 1.9     |
| 合 計                                                            | 3,126    | 38.9    |

(注)出資比率は、自己株式を除いて計算しております。

## 独立委員会委員の氏名及び略歴

小原 望(おはら のぞむ)

1942年 1月 生まれ  
 1969年 4月 弁護士登録  
 1979年11月 小原法律特許事務所所長（現 小原・古川法律特許事務所）（現任）  
 1994年 4月 近畿弁護士連合会理事  
 1997年12月 日本弁護士連合会外国弁護士及び国際法律業務委員会委員長  
 2005年12月 日本仲裁人協会常務理事  
 2007年 1月 国際法曹協会PPID理事  
 2016年12月 日本仲裁人協会副理事長  
 2018年 2月 日本国際紛争解決センター理事（現任）  
 現在 弁護士

加登 豊(かと ゆたか)

1953年 8月 生まれ  
 1986年 4月 大阪府立大学経済学部助教授  
 1988年 4月 神戸大学経営学部助教授  
 1994年 4月 神戸大学経営学部教授  
 1999年 4月 神戸大学大学院経営学研究科教授  
 2010年 6月 バンドー化学株式会社 取締役(独立役員)  
 2012年 4月 同志社大学大学院ビジネス研究科教授(現任)  
 2013年 6月 小野薬品工業株式会社 取締役(独立役員)(現任)

芝池 勉(しばいけ つとむ)

1953年 6月 生まれ  
 1976年11月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所  
 1980年 3月 公認会計士登録  
 1996年 6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員  
 2011年 4月 西宮市包括外部監査人  
 2015年10月 芝池公認会計士事務所開設（現任）  
 2016年 6月 因幡電機産業株式会社取締役（現任）  
 2017年 6月 石原ケミカル株式会社監査役（現任）  
 2019年 1月 株式会社紫光技研監査役（現任）

## 新株予約権の概要

## 1. 新株予約権の割当て方法(新株予約権無償割当て)

会社法第278条及び第279条の規定による新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議(以下「新株予約権無償割当て決議」という)において定める割当ての基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その保有株式(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く)1株につき、新株予約権無償割当て決議において当社が別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

## 2. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

## 3. 新株予約権無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当ての効力発生日は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とする。

## 4. 新株予約権の目的となる株式の種類

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

## 5. 新株予約権の目的となる株式の総数

- (1)新株予約権1個あたりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「対象株式数」という)は、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める数とする。
- (2)新株予約権の目的となる株式の総数は、当社定款に規定される発行可能株式総数から新株予約権無償割当て決議時点における発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く)を控除した数を上限とする。

## 6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払込をなすべき額は新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める1円以上の額とする。

## 7. 権利行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。

## 8. 譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9. 行使条件

特定株主グループ(議決権割合が20%以上のものに限る。以下同じ)に属する者又は特定株主グループに属する者になろうとする者(但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く)(以下「特定株主等」と総称する)ではないこと等を行使の条件として定める。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

## 10. 取得条項

(1)当社は、大規模買付者による大規模買付ルールの違反その他の一定の事由が生じること又は当社取締役会が別途定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は特定株主等以外の株主(以下「一般株主」という)が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を付すことができるものとする。詳細については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

(2)前項における取得の対価は、原則として、一般株主が所有する新株予約権の取得については、当該新株予約権 1 個につき対象株式数と同数の当社普通株式とする。

## 11. 無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

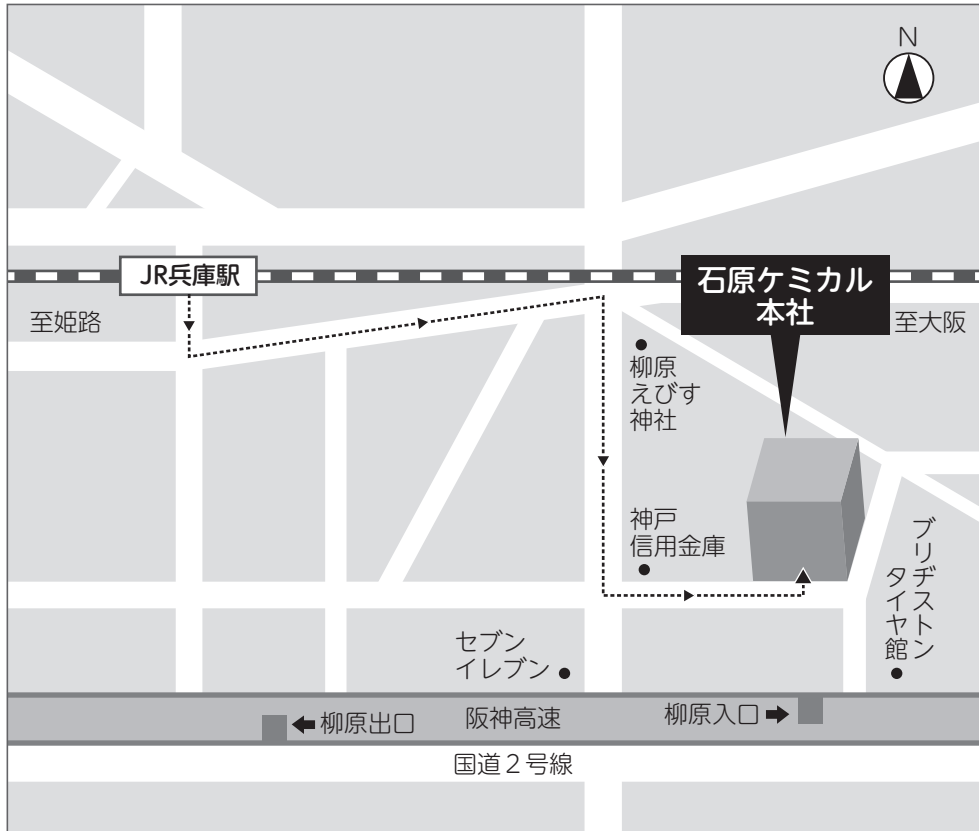
メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場

〒652-0806 神戸市兵庫区西柳原町 5 番26号  
当社本社 5階会議室  
TEL 078 (681) 4801 (代表)



**交通** JR神戸線兵庫駅下車 徒歩約5分

本株主総会ではお土産のご用意はございませんので、  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

石原ケミカル株式会社

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。